

## 農業振興地域に水田を耕作されている方へ

### 昭和町農業振興地域農地保全助成金制度をご利用ください

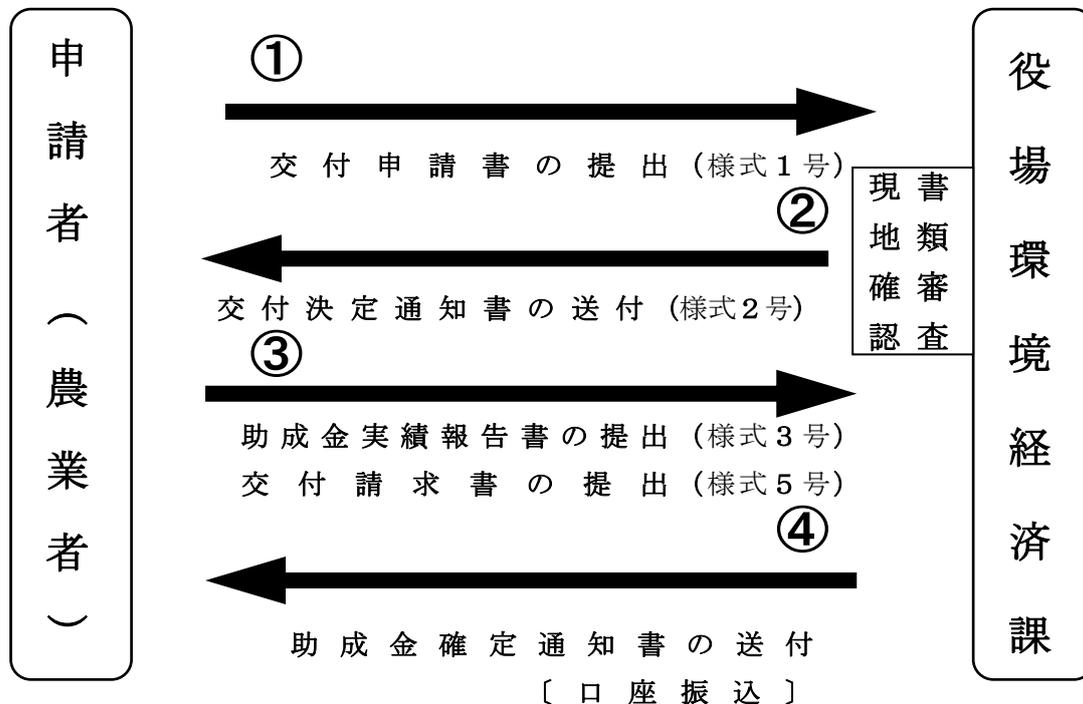
昭和町では平成22年より、市街化区域外にて水田を耕作されている方に助成金が交付されております。町内の市街化区域外の農地は、食料生産の機能以外に自然環境の形成や景観形成といった機能を併せ持つことから、耕作放棄地の解消と新たな耕作放棄地の発生を防止し、他の地域との調和のとれた快適な自然環境を形成するとともに農業の活性化を図ることを目的としています。

#### ○対象者の要件

- ・町内に住所を有する者で、助成の対象となる年度の6月1日において、対象となる農地を500平方メートル以上耕作している者。
- ・助成対象者及び助成対象者と同一世帯に町税等の滞納がない者。

#### ○助成金の額

- ・対象農地100平方メートルにつき800円を乗じて得た額とし、8万円を上限とする。ただし、算定した額に100円未満の端数が生じたときは切捨てるものとする。



※問い合わせ先  
環境経済課 農政振興係  
TEL275-8355